

災害対策基本法における県地域防災計画に関する規定について (抜 粋)

(都道府県防災会議の設置及び所掌事務)

第14条 都道府県に、都道府県防災会議を置く。

2 都道府県防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 都道府県地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 都道府県知事の諮問に応じて当該都道府県の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (3) 前号に規定する重要事項に関し、都道府県知事に意見を述べること。
- (4) 当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に係る災害復旧に関し、当該都道府県並びに関係指定地方行政機関、関係市町村、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関相互間の連絡調整を図ること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

【趣 旨】 都道府県においても関係機関の間を連絡調整し、総合的、計画的な防災行政を行うため、本条で都道府県防災会議を設置することとし、併せて、その所掌事務を定めた。

(都道府県防災会議の組織)

第15条 都道府県防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、当該都道府県の知事をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長又はその指名する職員
- (2) 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長
- (3) 当該都道府県の教育委員会の教育長
- (4) 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長
- (5) 当該都道府県の知事とその部内の職員のうちから指名する者
- (6) 当該都道府県の区域内の市町村の市町村長及び消防機関の長のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- (7) 当該都道府県の地域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから当該都道府県の知事が任命する者
- (8) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから当該都道府県の知事が任命する者

【趣 旨】 本条は、都道府県防災会議が、その所掌事務を円滑に実施できるよう、都道府県防災会議の組織及び運営について定めた。

(都道府県地域防災計画)

- 第40条 都道府県防災会議は、防災基本計画に基づき、当該都道府県の地域に係る都道府県地域防災計画を作成し、及び毎年都道府県地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該都道府県地域防災計画は、防災業務計画に抵触するものであつてはならない。
- 2 都道府県地域防災計画は、おおむね次に掲げる事項について定めるものとする
- (1) 当該都道府県の地域に係る防災に関し、当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関、当該都道府県、当該都道府県の区域内の市町村指定公共機関、指定地方公共機関及び当該都道府県の区域内の公共的団体その他防災上重要な施設の管理者（次項において「管轄指定地方行政機関等」という）の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 当該都道府県の地域に係る防災施設の新設又は改良、防災のための調査研究教育及び訓練その他の災害予防、情報の収集及び伝達、災害に関する予報又は警報の発令及び伝達、避難、消火、水防、救難、救助、衛生その他の災害応急対策並びに災害復旧に関する事項別の計画
 - (3) 当該都道府県の地域に係る災害に関する前号に掲げる措置に要する労務、施設、設備、物資、資金等の整備、備蓄、調達、配分、輸送、通信等に関する計画
 - (4) 都道府県防災会議は、都道府県地域防災計画を定めるに当たつては、災害が発生した場合において管轄指定地方行政機関等が円滑に他の者の応援を受け、又は他の者を応援することができるよう配慮するものとする。

【趣旨】本条は、都道府県の防災に関し、都道府県はもとより都道府県の地域に係る国の機関、市町村及び公共機関等の処理すべき事務または業務について広く定め、それらの総合的運営を図る都道府県地域防災計画について作成、検討、修正について定めた。

(地域防災計画の実施の推進のための要請等)

- 第45条 地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため必要があると認めるときは、都道府県防災会議又はその協議会にあつては当該都道府県の区域の全部又は一部を管轄する指定地方行政機関の長、当該都道府県及びその区域内の市町村の長その他の執行機関、指定地方公共機関、公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、市町村防災会議又はその協議会にあつては当該市町村の長その他の執行機関及び当該市町村の区域内の公共的団体並びに防災上重要な施設の管理者その他の関係者に対し、これらの者が当該防災計画に基づき処理すべき事務又は業務について、それぞれ、必要な要請、勧告又は指示をすることができる。

【趣旨】本条は、地域防災計画の的確かつ円滑な実施を推進するため、地方防災会議の会長又は地方防災会議の協議会の代表者の関係機関等に対して行う要請、勧告及び指示について定めた。